

■ 条例で定めようとする内容をわかりやすく示すため、素案段階ではあえて条文の形態を取らず、箇条書きにしている。

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）の素案

（通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）

（前文）

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、障害者が社会の一員として必要な意思疎通手段を自らの意思で選択し、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援を受けることにより、あらゆる分野の活動に参加し、健全な生活を維持していくことが、重要である。

私たちは、このような認識に立ち、障害者の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用方法並びに多様な意思疎通手段が十分に確保された環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

## 1 目的

- この条例は、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に関し、施策を総合的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての県民が共生する暮らしやすい社会の

実現に資することを目的とする。

○ そのために、この条例で次の事項を定める。

- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の促進に関する基本理念
- ・ 県の責務や市町、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割
- ・ 県の施策の基本となる事項

## 2 定義

○ 障害者 障害者基本法に規定する障害者

○ 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む）、文字の表示、点字、触手話、手書

き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力

装置、平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、ジェスチャー、一つずつ順序立てた

説明、直接的で簡潔な言葉、チェックリストの活用等その他障害者が意思疎通を図るため

の障害の特性に応じた手段

○ 意思疎通支援者 障害者とその他の者における意思疎通の支援を行う者

## 3 基本理念

○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民がその人格と個性

を尊重し、相互理解を深めることを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- ・ 障害者が、等しくその必要とする情報を十分に取得し、及び利用できるよう推進すること。

- ・ 障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を図ることができよう推進すること。

- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る支援は、県、市町、

けんみん しょうがいしゃ いしそつうしえんしゃ かんけいだんたいおよ じぎょうしゃ てきせつ やくわりぶんだん きょうどう  
 県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働に  
 より、いりょう かいご ほけん ふくし きょういく ろうどう こうつう でんきつうしん ほうそう ぶん かげいじゆつ  
 より、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポ  
 ーツ、レクリエーション、しほうてつづき た しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ  
 ーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を  
 いとな ひつよう ぶんや すいしん  
 営むために必要な分野において、推進すること。

#### 4 県の責務

- けん きほんりねん しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら えんかつ いしそつう  
 県は、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の  
 そくしん かか きほんてき そうごうてき しさく さくてい じっし  
 促進に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

#### 5 市町の役割

- しまち しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら えんかつ いしそつう かか しさく じっし  
 市町は障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を実施する。

#### 6 県民の役割

- しょうがい うむ けんみん じょうれい きほんりねん じつげん つと  
 障害の有無にかかわらず、県民はこの条例の基本理念の実現に努める。
- しょうがいしゃ きほんりねん いしそつうしゅだん げん しょう もの してん けん じっし  
 障害者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施  
 するしょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう しえん かか しさく きょうりよく  
 する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の支援に係る施策に協力すると  
 ともに、とうじしゃ ようぼう いけん せつきよくてき ひょうめい つと  
 ともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努める。

#### 7 意思疎通支援者及び関係団体の役割

- いしそつうしえんしゃおよ かんけいだんたい きほんりねん つぎ つと  
 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、次のことに努める。
- ・ ほか いしそつうしえんしゃおよ かんけいだんたい そうご れんけい しょうがい とくせい おう たよう じょうほう  
 他 意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた多様な情報  
 しゅとくおよ りょうなら いしそつうしゅだん けんみん りかい そくしん  
 の取得及び利用並びに意思疎通手段についての県民への理解の促進
- ・ けん じっし しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら いしそつう かか しさく きょうりよく  
 県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力  
 しょうがいしゃ いしそつう せつきよくてき しえん  
 し、障害者の意思疎通を積極的に支援

## 8 事業者の役割

○ 事業者は、

- ・ 障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な配慮を行う。
- ・ 県又は市町が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努める。

## 9 推進体制

- 県は、この条例制定後の施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

## 10 計画及び施策の策定・推進

- 県は、前条の「推進体制」に基づく検討を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の促進に係る施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標を定める。

## 11 意思疎通支援者の人材確保、養成等

- 県は、基本理念（第3条第2項）に掲げる障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずる。

12 啓発及び学ぶ機会<sup>けいはつおよ まな き かい かく ほ</sup>の確保

- 県は、あらゆる障害<sup>しょうがい</sup>特性<sup>とくせい</sup>に応じた多様な<sup>たよう</sup>情報<sup>じょうほう</sup>の取得<sup>しゅとくおよ</sup>及び利用<sup>りようほうほうなら</sup>方法<sup>い し そつう しゅだん</sup>並びに意思疎通<sup>い し そつう しゅだん</sup>手段<sup>い し そつう しゅだん</sup>があることについて県民<sup>けんみん</sup>の関心<sup>かんしんおよ</sup>及び理解<sup>りかい</sup>を深めることができるよう、これらの啓発<sup>けいはつおよ</sup>及び学ぶ<sup>まな</sup>機会<sup>き かい</sup>の確保<sup>かく ほ</sup>に必要な取組<sup>ひつよう とりくみ</sup>を行う<sup>おこな</sup>。

13 県政<sup>けんせい</sup>の情報<sup>じょうほう</sup>の発信<sup>はつしん</sup>等

- 県は、あらゆる障害<sup>しょうがい</sup>特性<sup>とくせい</sup>に応じた意思疎通<sup>い し そつう しゅだん</sup>手段<sup>い し そつう しゅだん</sup>による情報<sup>じょうほう</sup>発信<sup>はつしん</sup>ができるよう、必要な措置<sup>ひつよう</sup>を講ずる<sup>おこな</sup>。

14 災害<sup>さいがい</sup>時<sup>じ</sup>等の情報<sup>じょうほう</sup>の取得<sup>しゅとくおよ</sup>及び利用<sup>りようなら</sup>並びに円滑<sup>えんかつ</sup>な意思疎通<sup>い し そつう</sup>の確保<sup>かく ほ</sup>

- 県は、過去<sup>けん</sup>に発生<sup>か こ</sup>した災害<sup>はつせい</sup>の教訓<sup>さいがい</sup>及び障害者<sup>きょうくんおよ</sup>を取り巻く防災<sup>しょうがいしゃ</sup>課題<sup>しょうがい</sup>を踏まえ<sup>とくせい</sup>、災害<sup>お</sup>その他<sup>じょうほう</sup>非常<sup>しゅとく</sup>の事態<sup>およ</sup>において、障害者<sup>りよう</sup>が障害<sup>なら</sup>の特性<sup>な</sup>に応じて情報<sup>ひじょう</sup>を取得<sup>じたい</sup>し、及び利用<sup>しょうがいしゃ</sup>し、並びに<sup>しょうがい</sup>円滑<sup>えんかつ</sup>に意思疎通<sup>い し そつう</sup>を図<sup>はか</sup>ることができるよう、必要な措置<sup>ひつよう</sup>を講ずる<sup>そ ち こ</sup>。

15 情報<sup>じょうほう</sup>通信<sup>つうしん</sup>機器<sup>き</sup>等の利用<sup>き</sup>方法<sup>き</sup>の習得<sup>りようほうほう</sup>等<sup>しゅうとくとう</sup>

- 県は、障害者<sup>けん</sup>や意思疎通<sup>しょうがいしゃ</sup>支援者<sup>い し そつう しえんしゃ</sup>が、障害<sup>しょうがい</sup>の特性<sup>とくせい</sup>に応じた情報<sup>お</sup>の取得<sup>じょうほう</sup>及び利用<sup>しゅとくおよ</sup>並びに円滑<sup>りようなら</sup>な意思疎通<sup>えんかつ</sup>に資<sup>い し そつう</sup>する情報<sup>し</sup>通信<sup>じょうほう</sup>機器<sup>つうしん</sup>その他の機器<sup>き</sup>及び情報<sup>た</sup>通信<sup>き</sup>技術<sup>きおよ</sup>を活用<sup>じょうほう</sup>した役務<sup>じょうほう</sup>の利用<sup>しゅうとく</sup>方法<sup>き</sup>を習得<sup>き</sup>することができるよう、講習会<sup>こうしゅうかい</sup>の実施<sup>じっし</sup>、相談<sup>そうだん</sup>への対応<sup>たいおう</sup>その他の必要<sup>た</sup>な取組<sup>ひつよう</sup>を<sup>とりくみ</sup>行う<sup>おこな</sup>。

16 県<sup>けん</sup>と市町<sup>しまち</sup>の連携<sup>れんけい</sup>

- 県は、市町<sup>けん</sup>がその地域<sup>しまち</sup>の実情<sup>ちいき</sup>に応じて、この条例<sup>じつじょう</sup>の趣旨<sup>おう</sup>に合致<sup>じょうり</sup>した施策<sup>しゅし</sup>を実施<sup>がっち</sup>すること<sup>しきく</sup>ができるよう、市町<sup>じっし</sup>との緊密<sup>し</sup>な連携<sup>じょうほう</sup>を図<sup>き</sup>るとともに、市町<sup>た</sup>に対して情報<sup>し</sup>の提供<sup>き</sup>、技術<sup>じょうほう</sup>的<sup>ていきょう</sup>な<sup>ぎじゅつてき</sup>助言<sup>じょげん</sup>その他<sup>た</sup>必要<sup>ひつよう</sup>な支援<sup>しえん</sup>を行う<sup>おこな</sup>。

## 17 学校教育の分野における環境の整備

- 県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

## 18 職場における環境の整備

- 県は、障害者が勤務する、又は勤務を予定する事業者に対し、その障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行う。

## 19 財政上の措置

- 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。